

## 個人情報保護法等の改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しについて（報告）

### 1 個人情報保護法の改正

（平成27年9月9日公布、公布から2年以内に全面施行）

（個人情報保護委員会の新設に係る規定は平成28年1月1日に施行済）

#### 【改正の概要】

#### ① 個人情報の定義の明確化

明確化されたもの・・・「個人識別符号」

- 身体的特徴等（顔認識データ、指紋認識データ）を電子計算機の用に供するために変換した符号
- 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号（旅券番号、運転免許証番号、個人番号）

#### ② 要配慮個人情報の規定の新設

次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化

- 人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
- 本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報

#### ③ 匿名加工情報の規定の新設

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、ビックデータとしての利活用を促進

#### ④ 個人情報保護委員会の新設（特定個人情報保護委員会から改組）

所掌事務

- 個人情報保護法に関する事務  
個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化
- マイナンバー制度に関する事務  
監視・監督、特定個人情報保護評価

### 2 行政機関個人情報保護法等の改正

（平成28年5月27日公布）

（公布から1年6月以内で施行 改正個人情報保護法の施行と同時期を想定）

## 【改正の概要】

### ① 行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入

- 非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査したうえで、提案者と利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を規定（個人情報の取扱いを明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等）
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備

### ② 個人情報保護委員会への一元化

- 非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

### ③ その他

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる
  - ・ 個人情報の定義の明確化
  - ・ 要配慮個人情報の取扱いの規定（要配慮個人情報の定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載）

## 3 個人情報保護条例の見直しの検討

### ① 個人情報の保護に関する基本方針の一部変更

- 「条例の見直しに当たっては、特に行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。」とされている。

### ② 「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」の開催

- 総務省において、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた個人情報保護条例の見直しに資するよう検討会を開催している。

## 【主な検討項目】

- 個人情報の定義の明確化
- 要配慮個人情報の取扱い
- 非識別加工情報の仕組みの導入

(別紙1「第1回地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会資料」参照)

➤ 検討会スケジュール

平成29年3月 報告書公表予定

(別紙2参照)

③ 条例改正の時期

➤ 平成29年度以降

「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」の報告書が公表された後、改正の必要性及び改正内容について検討。

(本審査会での検討(諮問)、パブリックコメントの実施等が必要。)

## 主な検討項目等

## 1 検討の前提となる基本的な考え方

○ 個人情報保護法等の改正

- ・ 個人情報保護法制定後の情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待されている。
- ・ しかし同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じていると指摘されている。
- ・ こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布され、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布された。

○ 個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

- ・ 個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施することが規定されている。
- ・ また、同法第11条第1項では、地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。
- ・ 個人情報の保護に関する基本方針において、「条例の制定又は見直しに当たっては(略)、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。」(パブリックコメント中)とされている。
- ・ したがって、地方公共団体においては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当である。

## 2 主な検討項目（案）

### ○ 個人情報の定義の明確化

- ・ 行政機関個人情報保護法等の改正により、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされた。

#### 検討項目

- ・ 法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・ 個人情報の定義（容易照合性・死者に関する情報） など

### ○ 要配慮個人情報の取扱い

- ・ 行政機関個人情報保護法等の改正により、要配慮個人情報が定義され、個人情報ファイル簿において、要配慮個人情報の有無を認識し得るようにされた。

#### 検討項目

- ・ 法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・ 要配慮個人情報の定義 など

### ○ 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・ 行政機関個人情報保護法等の改正により、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられた。

#### 検討項目

- ・ 法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・ 第三者機関の関与
- ・ 小規模団体に対する支援
- ・ 事業者の事務負担軽減 など

## 「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」スケジュール

- 第1回（9月23日）
  - （1）個人情報保護条例の見直しに関する検討の背景
  - （2）個人情報保護法の改正（個人情報保護委員会事務局）
  - （3）行政機関個人情報保護法等の改正（総務省行政管理局）
  - （4）主な検討項目等
  
- 第2回（11月28日）
  - （1）条例改正に係る実務上の課題（東京都）
  - （2）個人情報の定義の明確化
  - （3）要配慮個人情報の取扱い
  
- 第3回（1月）
  - 非識別加工情報に関するヒアリング
    - ・内閣官房健康・医療戦略室
    - ・総務省統計局
    - ・個人情報保護委員会事務局・総務省行政管理局
    - ・日本経済団体連合会
  
- 第4回（2月）
  - （1）非識別加工情報の仕組みの導入
    - ※ 行政機関個人情報保護法施行令・施行規則、国の行政機関等のガイドラインなどを踏まえて検討する。
  - （2）その他
  - （3）報告書骨子（案）
  
- 第5回（3月）
  - 報告書（案）